

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に関し，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

京都生活協同組合

代表理事 畑 忠男

京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ二条駅

京都市中京区西ノ京星池町230

(2) 変更事項

平成26年3月4日

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置	届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり

駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 3箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり	数 4箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり
駐輪場の位置	届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり

平成26年11月1日

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	数 41台 位置 届出書添付図面記載のとおり	数 33台 位置 届出書添付図面記載のとおり
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 4箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり	数 3箇所 位置 届出書添付図面記載のとおり

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

駐車場の位置の変更，駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更，駐輪場の位置の変更

平成26年3月4日

駐車場の位置及び収容台数の変更，駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

平成26年11月1日

3 届出年月日

平成26年2月28日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成26年3月25日(火)から平成26年7月25日(金)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成26年7月25日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)